

平成24年度環境配慮契約法基本方針説明会

環境配慮契約法の概要及び 基本方針・解説資料のポイント

暖房消して 温かいところに集まろう



環境省総合環境政策局環境経済課

本日の説明内容

- I. 環境配慮契約法の概要
- II. 平成24年度における基本方針及び解説資料の改定内容
- III. 基本方針及び解説資料のポイント
(既存の内容について、問い合わせの多い箇所や実務に当たっての留意点を中心に【本年度の改定なし】)

I . 環境配慮契約法の概要

環境配慮契約法（平成19年法律第56号）：
国等における温室効果ガス等の排出の削減に
配慮した契約の推進に関する法律
（平成19年5月23日公布、11月22日施行）

環境配慮契約法が必要となる背景①（電力の例）

政府実行計画（閣議決定）に基づく環境省の取組【法施行前】

環境省の**目標** : **7%削減** を目標として設定（2006年度排出量／01年度比）
実績 : 06年度排出量は **▲9.7%**（**目標達成**）

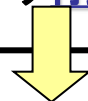
内訳・・・CO₂排出量の3/4以上を占める電力由来排出量の算出（本省分）

算定式：電気使用量（kWh）×排出係数（kg-CO₂/kWh）＝排出量（kg-CO₂）

05年度 310万kWh × **0.396 kg-CO₂/kWh** = 123万kg-CO₂

06年度 258万kWh × **0.472 kg-CO₂/kWh** = 122万kg-CO₂

- 省エネ努力の強化により、電気使用量は大幅減 **▲20%**
- × 他方、排出係数の悪化 **+19%** により**削減効果がほぼ相殺**



電力使用量の削減だけでなく、排出係数の良い電力購入が必要

当時

国等が電力、車、建築設計等の製品・サービスを調達する場合
 : **価格競争入札（最低価格落札方式）**が原則

- ➡ 価格のみを評価して契約すると、環境負荷の高い製品やサービスを調達せざるを得なくなるおそれ
- ➡ 排出削減のために別途対策が必要になり、追加コストが発生

環境配慮契約法が必要となる背景②（国等の影響力）

需要側のイニシアティブで改革（グリーン購入と同様）

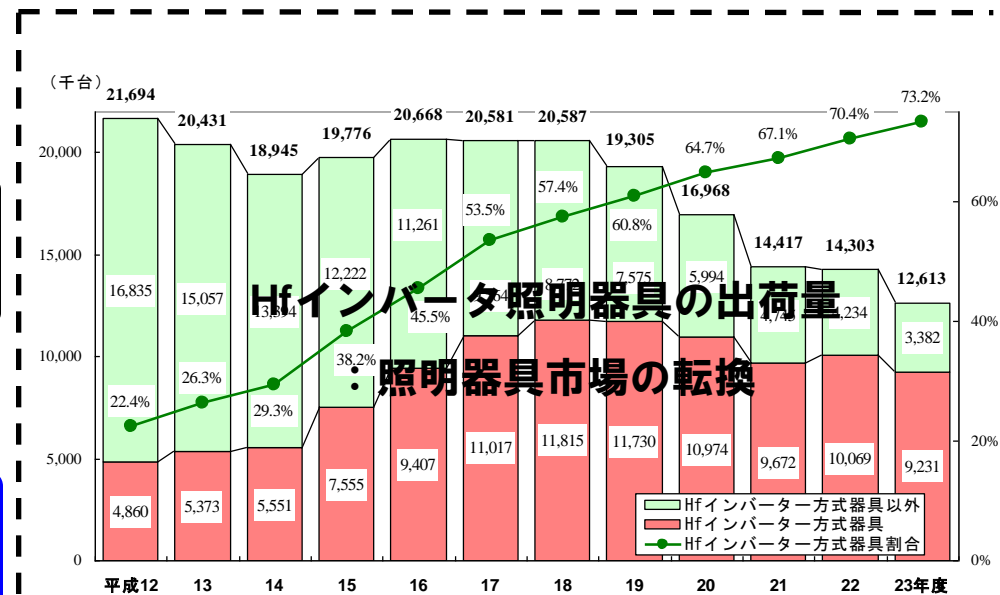
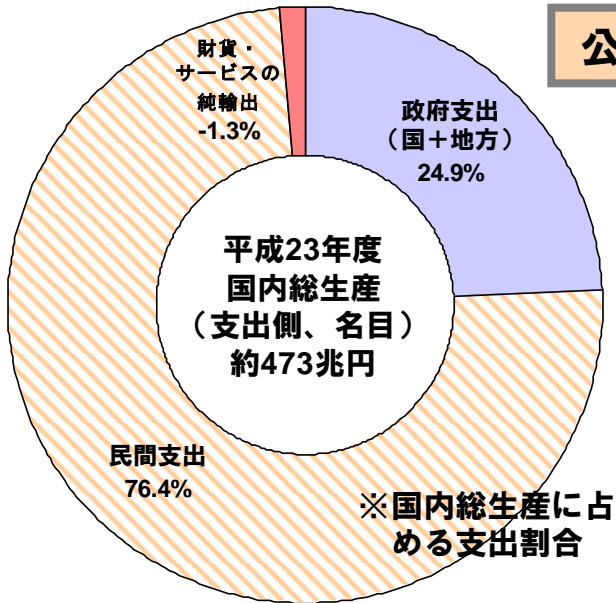
公共部門（日本経済の1/4）の買い支え（環境配慮製品は高価）

環境配慮製品の値段が下がる

民間部門（3/4）も環境配慮製品を調達

環境配慮型市場への転換

環境に積極的に取り組む企業の製品やサービスが経済的にも有利に



環境配慮契約法の概要①

ねらい

国や地方公共団体等の公共機関が契約を結ぶ場合に、

- 一定の競争性を確保しつつ、
- 価格に加えて環境性能を含めて評価して、
- 最善の環境性能を有する製品・サービスを供給する者を契約相手とする

仕組みを制度的につくる



- ・ 国等による環境負荷（温室効果ガス等の排出）の削減
 - ・ 環境負荷の少ない持続可能な社会の構築

環境配慮契約法の概要② (p.185-187)

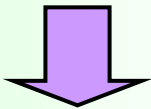
国及び独立行政法人等：義務

責務 (法第3条)

- 省エネ努力（エネルギーの合理的かつ適切な使用等）
 - ➔ 消費者（需要家）の取組による使用量の削減
- 環境配慮契約の推進
 - ➔ 供給サイドへの働きかけ

「基本方針」の策定（法第5条）
環境配慮契約の推進に関する基本的事項等

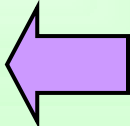
- ◇電気の供給を受ける契約
- ◇自動車の購入・賃貸借に係る契約
- ◇船舶の調達に係る契約
- ◇省エネ改修（ESCO）に係る契約
- ◇庁舎等の建築物の設計に係る契約
- ◇産業廃棄物の処理に係る契約等



各省各庁の長等及び独立行政法人等の長は、

- 基本方針に従い、環境配慮契約の推進に必要な措置を講ずるよう努めなければならない（法第6条）
- 環境配慮契約の締結実績の概要を取りまとめ、公表するとともに、環境大臣に通知（法第8条）

(取組が不十分)
環境大臣が
各大臣等に
必要な要請
(法第9条)



国及び独立行政法人等【法による義務付け対象】

国：各府省庁（地方支分部局を含む）、
国会、各裁判所等

独立行政法人等（法第2条第3項）：

◇**独立行政法人、特殊法人**

➡ 独立行政法人・特殊法人のうち、資本金または運営費について国の関与が深い法人であって、政令で定めるもの

◇**国立大学法人、大学共同利用機関法人、
日本司法支援センター**

➡ それぞれの設立根拠法令において、独立行政法人とみなす規定を置き、国の機関と同様の義務を課している

（国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律第2条第3項の法人を定める政令）

環境配慮契約法の概要③ (p.185-187)

地方公共団体等：努力義務

- 責務 (法第4条)**
- 省エネ努力（エネルギーの合理的かつ適切な使用等）
 - ▶ 消費者（需要家）の取組による使用量の削減
 - 環境配慮契約の推進（供給面）
 - ▶ 供給サイドへの働きかけ

環境配慮契約の推進（法第11条）

- ▶ **環境配慮契約の推進に関する方針の作成**（第1項）
 - ▶ 契約方針は、グリーン購入法に基づく年度ごとの調達方針や基本方針に含めることが可能（かつ合理的）
- ▶ 契約方針には、環境配慮契約の種類について定める（第2項）
 - ▶ 法律上で記載が求められる事項は、取り組む**契約の種類**のみ（電力・自動車・船舶・ESCO・建築・産業廃棄物等）
- ▶ 契約方針に基づく必要な措置（第3項）
- ▶ 環境配慮契約の締結実績の概要を取りまとめ、公表（第4項）

地方公共団体等：**地方公共団体**及び**地方独立行政法人**

グリーン購入法と環境配慮契約法の比較

項目	グリーン購入法	環境配慮契約法
性格	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>製品・サービスの環境性能</u>を規律 ・ <u>最低価格落札方式</u>による調達が原則 	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>契約の方法</u>などの仕組みを規律 ・ 契約類型ごとに総合評価落札方式、プロポーザル方式など <u>推奨する契約方式等を規定</u>
趣旨	<u>一定水準の環境性能</u> を満たす製品・サービスの調達	価格等を含め総合的に評価して <u>最善の環境性能</u> を有する物品・サービスの調達
対象品目・契約	紙類、文具類、OA機器、自動車等、制服・作業服、設備、災害備蓄用品、公共工事、役務など <u>19分野266品目</u>	電力の購入、自動車の購入及び賃貸借、船舶の調達、ESCO事業、建築設計、産業廃棄物処理の <u>6つ</u> の契約類型
対象機関	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各府省庁、独立行政法人、国立大学法人等が義務対象機関 ・ 地方公共団体等は努力義務 	同左
内容など	<ul style="list-style-type: none"> ・ 環境物品等の判断の基準を閣議決定 ・ 基本方針に従い、環境物品等を調達 ・ 対象機関が調達実績を公表 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 環境配慮契約の方法等を閣議決定 ・ 基本方針に従い、環境配慮契約 ・ 対象機関が契約実績を公表

Ⅱ．平成24年度における基本方針 及び解説資料の改定内容

平成25年2月の基本方針の改定の概要

固定価格買取制度の導入に伴う裾切り方式の変更

電気の供給を受ける契約において再生可能エネルギー固定価格買取制度の導入に伴い、裾切り方式の評価項目を「新エネルギーの導入状況」から「**再生可能エネルギーの導入状況**」に変更

産業廃棄物の処理に係る契約を新たな契約類型に

平成23年度より検討を実施してきた「**産業廃棄物の処理に係る契約**」を**6つ目の契約類型**として、環境配慮契約法基本方針に位置づけ、平成25年度より運用開始

入札条件を燃料種別に設定する原則を削除

燃料種別に入札条件を設定する原則について、発熱量換算燃費値により比較可能となる車種があるため、**基本的事項から削除**

2. 産業廃棄物の処理に係る 契約

産業廃棄物の処理に係る契約【基本方針抜粋】(p.6)

- 産業廃棄物の処理に係る契約のうち、入札に付する契約については、入札に参加する者に必要な資格として、温室効果ガス等の排出削減に関する取組の状況並びに適正な産業廃棄物処理の実施に関する能力及び実績等を定めた上で、裾切り方式によるものとする。
- 裾切り方式による具体的な入札条件については、処理する産業廃棄物の特性を踏まえ、調達者において設定するものとする。

産業廃棄物の処理に係る契約【基本的考え方】(p.141)

基本的考え方

- 温室効果ガス等の排出削減への取組、優良認定制度への適合の評価による**裾切り方式**
- 温室効果ガス等の排出削減への取組の評価は、収集運搬から中間処理、最終処分の**各処理過程における温室効果ガス等の排出削減**による各環境質の保全を考慮
- 再生利用や適正な処理の実施に関する能力や実績等の評価は、産業廃棄物を資源として捉えた**循環的利用への取組、優良認定制度への適合状況**を考慮
- **入札条件**は、処理する産業廃棄物の種類や再生資源化の種類等の特性を踏まえ、**調達者において設定**

産業廃棄物の処理に係る契約【必要性と意義】

契約における環境配慮の必要性と意義 (p.139)

- **産業廃棄物の適正処理の推進**
 - 不法投棄は撲滅に至らず、不適正処理も多く発生
 - 不法投棄等の行為者、廃棄物処理事業者に対する規制強化とともに、排出事業者の責任の強化
 - 優良産廃処理業者認定制度（平成23年4月施行）
- **温室効果ガス等の排出削減**
 - 廃棄物分野から排出される温室効果ガス等の削減
 - 廃棄物の資源としての再生利用の促進



産業廃棄物の処理に係る契約において温室効果ガス等の排出削減、適正処理や再生利用の能力・実績等を考慮した事業者選定が必要

産業廃棄物の処理に係る契約【裾切り方式】(p.141)

裾切り方式

下記の要素についてポイント制で評価し、満点の**6割以上**の点数を獲得した事業者に入札参加資格を付与

① 環境配慮への取組状況（基本項目のみ）

- 環境/CSR報告書の作成・公表
- 温室効果ガス等の排出削減計画の策定・目標設定・公表
- 全従業員に対する研修・教育の実施

② 優良基準への適合状況

- 優良適性（遵法性）
- 事業の透明性
- 環境配慮の取組
- 電子マニフェスト
- 財務体質の健全性

産業廃棄物の処理に係る契約【評価項目】(p.142)

産業廃棄物処理業者の評価項目及び評価内容の例（基本項目）

	評価項目	評価内容
環境配慮への取組状況	事業者共通	
	環境/CSR報告書	環境/CSR報告書の作成・公表により評価
	温室効果ガス等の排出削減計画・目標	温室効果ガス等に関する排出削減計画の策定・目標の設定・公表を評価
	全従業員への研修・教育	全従業員に対する産業廃棄物の適正処理、環境配慮への取組等に関する研修や教育を実施していることを評価
優良基準への適合状況	認定制度への適合	
	優良適性（遵法性）	特定不利益処分を5年間受けていないことにより評価
	事業の透明性	インターネットによる情報公開等により評価
	環境配慮の取組	ISO14001等環境マネジメントシステムの認証を受けていることにより評価
	電子マニフェスト	電子マニフェストシステムへの加入の有無により評価
財務体質の健全性	自己資本比率や経常利益金額等の平均値等事業者の財務体質により評価	

産業廃棄物の処理に係る契約【評価項目】(p.143)

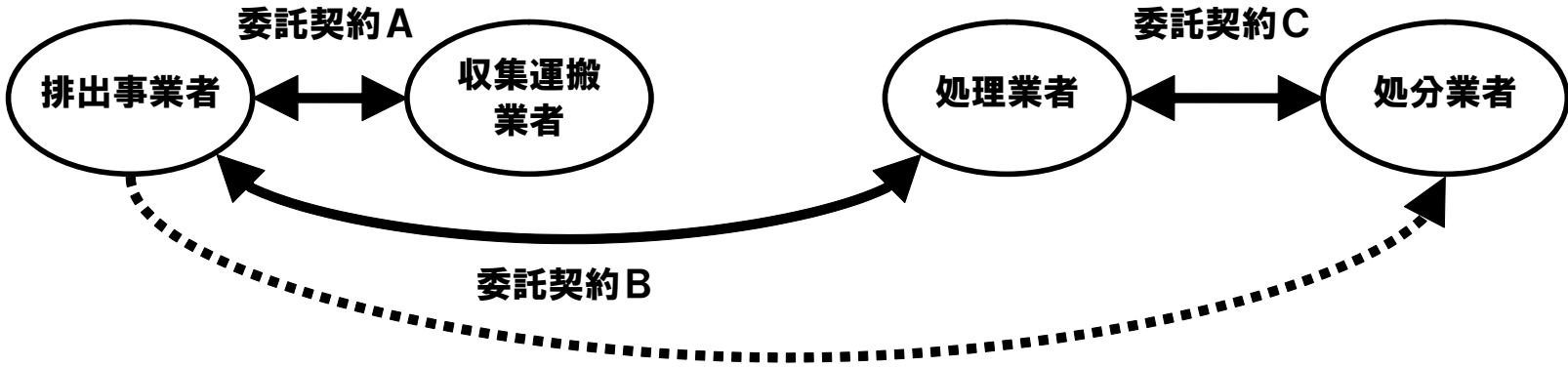
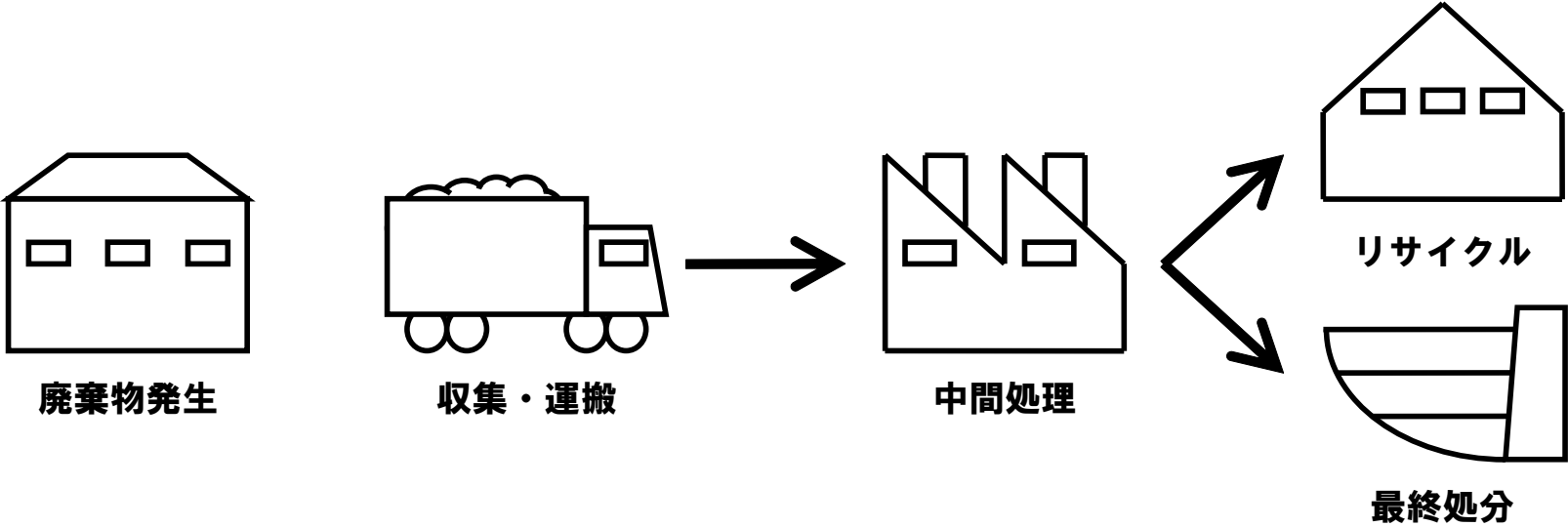
産業廃棄物処理業者の業態固有の評価項目及び評価内容の例（追加項目）

評価項目		評価内容
環境配慮への取組状況	収集運搬業	
	環境に配慮した運転・管理	エネルギー使用量の把握、エコドライブ、車両点検・整備の実施状況等により評価
	低燃費・低排出ガス車の導入	低燃費・低排出ガス車の導入割合により評価
	中間処理業者	
	低公害型建設機械の導入	処理に当たって建設機械を導入している場合は排出ガス対策型、低騒音・低振動対策型建設機械の導入割合により評価
	熱回収の実施	処理に当たって発電、熱供給、余熱の有効利用を行う場合はこれを評価
	最終処分業者	
低公害型建設機械の導入	処理に当たって建設機械を導入している場合は排出ガス対策型、低騒音・低振動対策型建設機械の導入割合により評価	

- 中間処理業者の再生利用の取組として産業廃棄物の種類に応じた再生利用方法や再生利用率等を必須項目として仕様書に盛り込むことや評価項目としての設定も可能

産業廃棄物の処理に係る契約【事例1】

収集運搬と中間処理を委託する場合 (p.144)



産業廃棄物の処理に係る契約【区分・配点例】(p.145)

基本項目のみを評価する場合の評価区分・配点例

評価項目	区分（評価）例	配点例
① 環境/CSR報告書	環境/CSR報告書の作成・公表を実施	10
② 温室効果ガス等の排出削減計画・目標	削減計画策定・目標設定及び公表を実施	10
③ 全従業員への研修・教育	全従業員に対し定期的な研修・教育を実施	5
事業者共通の取組（小計）	—	25
① 優良適性（遵法性）	特定不利益処分を5年間受けていないこと	10
② 事業の透明性	インターネットによる情報公開の実施	10
③ 環境配慮の取組	環境マネジメントシステム認証取得	10
④ 電子マニフェスト	電子マニフェストシステムへ加入、利用可能	10
⑤ 財務体質の健全性	自己資本比率、経常利益等の財務基準満足	10
優良認定への適合状況（小計）	—	50
合 計	—	75

産業廃棄物の処理に係る契約【区分・配点例】(p.146)

収集運搬業者の評価区分・配点例（追加項目について評価）

評価項目	区分（評価）例	配点例
事業者共通の取組（小計）	—	25
優良認定への適合状況（小計）	—	50
① 環境に配慮した運転・管理 ア. エネルギー使用実態の把握等 イ. エコドライブの推進措置 ウ. 点検・整備の自主管理基準 エ. 輸送効率向上のための措置	ア～エのうち3項目以上実施の場合	5
	ア～エすべて実施かつ情報公開又は認証	10
② 低燃費車の導入割合 （平成27年度燃費基準達成車）	20% 以上 50% 未満	5
	50% 以上	10
③ 低排出ガス車の導入割合 （平成17年規制以降の適合車）	50% 以上 50% 未満	5
	—	10
収集運搬業固有の取組（小計）	—	30
合 計	—	105

産業廃棄物の処理に係る契約【優良適性】

優良適性（遵法性）に係る評価 (p.157他)

● 優良適性（遵法性）の評価

- 適正な産業廃棄物処理の実施に関する能力や実績等を評価する観点から、特定不利益処分を過去5年間受けていないことが適合条件
 - 新規参入から5年に満たない事業者は0点
 - しかしながら、新規参入事業者と特定不利益処分を受けた事業者の評価に明確な差異が必要
- ➡ **特定不利益処分を受けた時点から5年に満たない事業者（同処分を受けた新規参入後5年未満の事業者を含む）は、本項目の点数を「マイナス『配点の50%』」**

事業に参入して5年未満の事業者		事業に参入して5年以上の事業者	
特定不利益処分を受けていない事業者	特定不利益処分を受けた事業者	特定不利益処分を受けていない事業者又は最後に特定不利益処分を受けてから5年以上経過した事業者	最後に特定不利益処分を受けてから5年未満の事業者
0点	-5点	10点	-5点

産業廃棄物の処理に係る契約【財務体質の健全性】

財務体質の健全性に係る評価 (p.157他)

● 財務体質の健全性の評価

- 直近3年間の自己資本比率及び経常利益金額等について評価
 - 当該期間において税・保険料については滞納していないこと、最終処分業者の場合は維持管理積立金の積立てをしていることが要件
 - 事業に参入した時点から3年に満たない事業者にとって不利な状況
- ➡ **本項目の自己資本比率及び経常利益金額等について「直近3年」を事業参入時点からの経過年数に読み替え**

産業廃棄物の処理に係る契約【基本項目の評価例①】

事業者共通の取組で15点獲得した場合、優良認定への適合状況で30点以上獲得することで入札参加資格（満点の60%=45点）を得る

評価項目	区分（評価）	得点
① 環境/CSR報告書	環境/CSR報告書の作成・公表を実施	0
② 温室効果ガス等の排出削減計画・目標	削減計画策定・目標設定及び公表を実施	10
③ 全従業員への研修・教育	全従業員に対し定期的な研修・教育を実施	5
事業者共通の取組（小計）	—	15
① 優良適性（遵法性）	特定不利益処分を5年間受けていないこと	10
② 事業の透明性	インターネットによる情報公開の実施	0
③ 環境配慮の取組	環境マネジメントシステム認証取得	0
④ 電子マニフェスト	電子マニフェストシステムへ加入、利用可能	10
⑤ 財務体質の健全性	自己資本比率、経常利益等の財務基準満足	10
優良認定への適合状況（小計）	—	30
合 計	—	45

産業廃棄物の処理に係る契約【基本項目の評価例②】

評価例①と同様の評価であるが、3年前（5年以内）に特定不利益処分を受けた場合に入札参加資格を得るために必要な得点例

評価項目	区分（評価）	得点
① 環境/CSR報告書	環境/CSR報告書の作成・公表を実施	0
② 温室効果ガス等の排出削減計画・目標	削減計画策定・目標設定及び公表を実施	10
③ 全従業員への研修・教育	全従業員に対し定期的な研修・教育を実施	5
事業者共通の取組（小計）	—	15
① 優良適性（遵法性）	特定不利益処分を5年間受けていないこと	-5
② 事業の透明性	インターネットによる情報公開の実施	10
③ 環境配慮の取組	環境マネジメントシステム認証取得	10
④ 電子マニフェスト	電子マニフェストシステムへ加入、利用可能	10
⑤ 財務体質の健全性	自己資本比率、経常利益等の財務基準満足	10
優良認定への適合状況（小計）	—	35
合 計	—	50

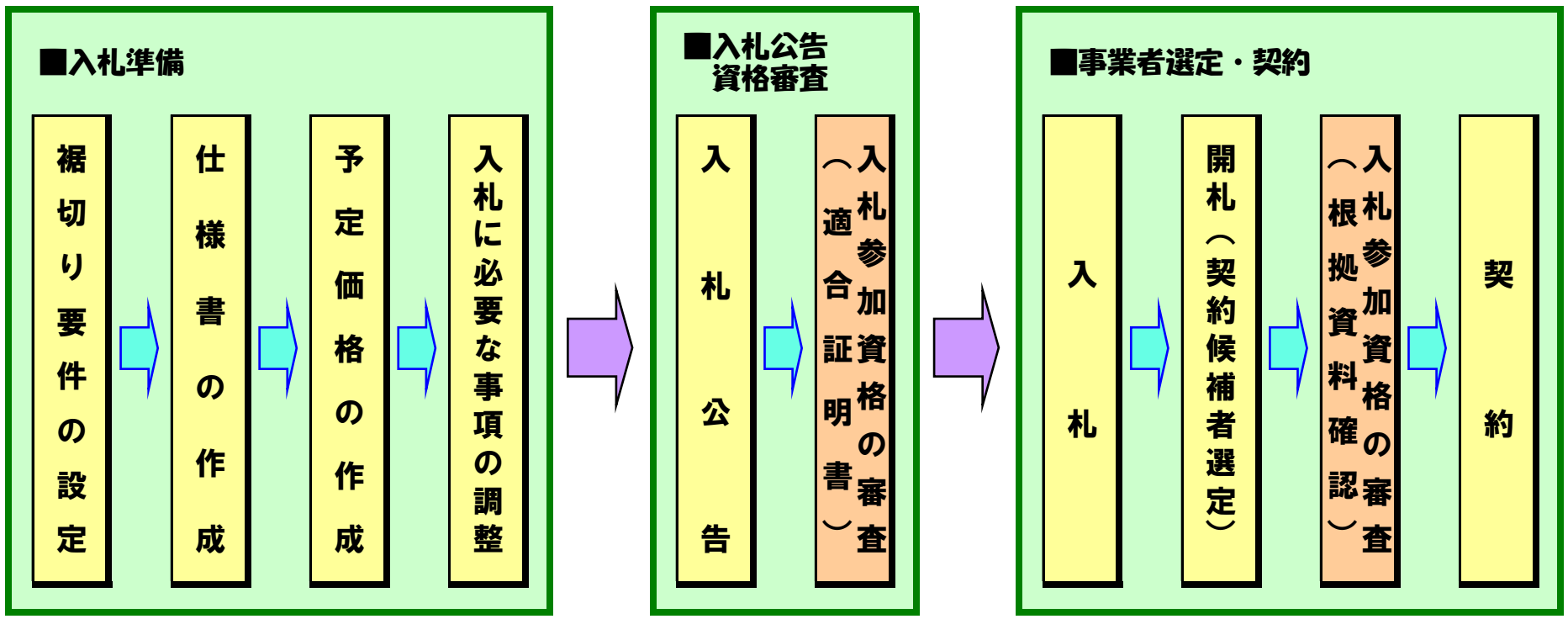
産業廃棄物の処理に係る契約【基本項目の評価例③】

評価例①と同様の評価であるが、産業廃棄物処理事業に新規参入してから3年の事業者が入札参加資格を得るために必要な得点例

評価項目	区分（評価）	得点
① 環境/CSR報告書	環境/CSR報告書の作成・公表を実施	0
② 温室効果ガス等の排出削減計画・目標	削減計画策定・目標設定及び公表を実施	10
③ 全従業員への研修・教育	全従業員に対し定期的な研修・教育を実施	5
事業者共通の取組（小計）	—	15
① 優良適性（遵法性）	特定不利益処分を5年間受けていないこと	0
② 事業の透明性	インターネットによる情報公開の実施	0
③ 環境配慮の取組	環境マネジメントシステム認証取得	10
④ 電子マニフェスト	電子マニフェストシステムへ加入、利用可能	10
⑤ 財務体質の健全性	自己資本比率、経常利益等の財務基準満足	10
優良認定への適合状況（小計）	—	30
合 計	—	45

産業廃棄物の処理に係る契約【入札手続】

裾切り方式に係る入札手続 (p.159)



- 入札公告・資格審査の段階の「入札参加資格の審査 (適合証明書)」は裾切り要件に照らし、入札参加希望者から提出された参加資格に係る適合証明書の審査を実施
- 事業者選定・契約の段階の「入札参加資格の審査 (根拠資料確認)」は選定された契約候補者に対し、裾切り要件に関する詳細根拠資料の提出を求め審査を実施